

令和2年度現金出納検査執行方針・着眼点・実施計画

1 検査の執行方針

会計管理者及び公営企業管理者から提出された現金出納検査調書（以下「調書」という。）に基づき、毎月末現在における現金出納の帳尻（財務会計システム等により作成された諸帳簿の計数）と現金の所在（金融機関から提出された残高証明書等の計数）を照合確認するとともに、当該月に係る資金運用状況・借入状況の調査、収入支出証拠書類の点検を行う。

2 検査の着眼点

- (1) 調書と収入、支出に係る経理簿の計数は符合しているか。
- (2) 調書と残高証明書の計数は符合しているか。
- (3) 収入支出手続きは適正に行われているか。
- (4) 現金は確実かつ有利な方法で保管・運用されているか。
- (5) 一時借入金の額は予算の範囲内であるか。
- (6) その他、調書等に表示された計数から、事務処理の誤りが疑われるものはないか。

3 検査の実実施計画

- (1) **5月、7月及び1月**は会計管理者及び公営企業管理者の出席を求め、監査委員全員で検査を行い、それ以外の月は代表監査委員が検査を行う。(※1)

なお、職員による予備検査は毎月行うものとするが、現金の保管状況（預金証書等）の確認については、原則として検査対象月の翌月初日に行うものとする。

※1 令和2年度から公営企業会計に移行する**流域下水道事業会計**については、決算業務は令和3年度以降の対応となるため、令和2年度は**5月及び7月**は代表監査委員が検査を行い、**1月**は経営見直しを確認するため公営企業管理者の出席を求め**監査委員全員**で検査を実施する。

| 検査対象月 | 予備検査日 | 検査日 | 収入支出証拠書類の 重点点検対象事項 ※2 |
|---------|-----------|-----------------|---------------------------------|
| 令和2年3月分 | 4月24日(金) | 4月24日(金) | 【収入】 諸収入 【支出】 公債費、基金 |
| 4月分 | 5月28日(木) | 5月29日(金) | 【収入】 分担金及び負担金 【支出】 民生費、商工費 |
| 5月分 | 6月25日(木) | 6月26日(金) | 【収入】 使用料及び手数料 【支出】 土木費、災害復旧費 |
| 6月分 | 7月28日(火) | 7月29日(水) | 【収入】 歳入歳出外現金 【支出】 教育費、諸支出金 |
| 7月分 | 8月26日(水) | 8月27日(木) | 【収入】 寄附金 【支出】 議会費、農林水産業費 |
| 8月分 | 9月25日(金) | 9月28日(月) | 【収入】 財産収入 【支出】 商工費、警察費 |
| 9月分 | 10月23日(金) | 10月26日(月) | 【収入】 分担金及び負担金 【支出】 諸支出金、特別会計 |
| 10月分 | 11月26日(木) | 11月27日(金) | 【収入】 使用料及び手数料 【支出】 総務費、基金 |
| 11月分 | 12月23日(水) | 12月24日(木) | 【収入】 寄附金 【支出】 衛生費、警察費 |
| 12月分 | 1月28日(木) | 1月29日(金) | 【収入】 使用料及び手数料 【支出】 民生費、教育費 |
| 令和3年1月分 | 2月25日(木) | 2月26日(金) | 【収入】 基金 【支出】 労働費、農林水産業費 |
| 2月分 | 3月23日(火) | 3月24日(水) | 【収入】 分担金及び負担金 【支出】 土木費、特別会計 |

※2 公営企業会計（県立病院等事業会計、電気事業会計、工業用水道事業会計、流域下水道事業会計）については、収入支出事務全般について点検を行う。

- (2) 5月、7月及び1月の検査月においては、下記事項についても説明を求めるものとする。

| 検査月（検査対象月） | 説明を求める事項 |
|-------------|--------------------------------|
| 令和2年5月（4月） | 歳計現金等の収支見直し、公営企業会計決算見込み |
| 7月（6月） | 普通会計決算見込み（公営企業会計監査） |
| 令和3年1月（12月） | 年度末までの歳計現金等の収支見直し、公営企業会計の経営見直し |